

姫路市長 清 元 秀 泰

フレイル予防アプリ運用サポート業務委託に係る公募型プロポーザ  
ルの実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

フレイル予防アプリ運用サポート業務委託

(2) 業務の概要

本市では高齢者のフレイル予防や認知症予防の更なる推進を目指しており、「いつでも・どこでも」利用することができるアプリを導入し、本市における円滑な運営に対する運用サポートを実施するもの。また、アプリを活用してデジタル・ディバイドへの対策を図るもの。

(3) 履行場所

姫路市役所本庁並びに受託者の事務所内等で本市が認める場所

(4) 業務期間

ア 導入準備

契約日から令和6年8月31日まで

イ 運用サポート

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで（長期継続契約）

(5) 提案上限金額

ア 運用サポート経費

月額170,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）

- ※ アプリ内の利用状況に応じて付与されるポイントの管理に関する費用を含み、ひめじポイントとの連携（要求水準書2（5）を参照）に関する費用を含まない。令和6年度の登録者想定人数及び一人当たりの年間上限ポイント数等は下記の表のとおりとする。なお、令和6年度以降は、毎年度登録者が2,000人ずつ増加することを想定している。

想定人数	2,000人
一人当たりの年間上限ポイント数	2,000pt
想定金額（人数×ポイント数）	4,000千円

- ※ 地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の17及び姫路市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第3号に基づく60ヵ月の長期継続契約を想定している。

イ キャッシュレス決済への交換手数料（以下「交換手数料」という。）

令和6年度400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）

1ポイント＝1円とし、交換手数料は想定金額の10%を上限とする。

- ※ 交換手数料については、各月に発生したポイント交換に係る費用であり、ポイント相当額については実費相当を本市が支払うものとする。
- ※ なお、ポイント付与が上記想定額に達した又は達する恐れがある場合、年度途中であってもポイントの付与を停止する場合がある。この場合における対応については、姫路市と契約相手方との協議の上定めるものとする。
- ※ ア及びイの提案上限金額については、年度ごとの予算額を保障するものではない。

なお、令和7年度以後において、この契約に係る本市の予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができることとする。この変更又は解除により契約相手方に損害があるときは、契約相手方は、その損害の賠償を本市に請求することができる。この場合における賠償額は、姫路市と契約相手方との協議の上定めるものとする。

- (1) 本件は、フレイル予防アプリ運用サポート業務委託公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。

フレイル予防アプリ運用サポート業務委託公募型プロポーザル募集要項は、姫路市役所ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027274.html>)

- (2) 担当部署及び連絡先

姫路市健康福祉局長寿社会支援部高齢者支援課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話：079-221-2306